平成２７年（フ）第５６１４号
東京都三鷹市下連雀５丁目８－２－201
破産者　清野　利昭
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６３３号
沖縄県中頭郡北谷町北谷２丁目15番地１
破産者　株式会社Ｏｋｉｎａｗａ　ＥＴＯ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６４７号
兵庫県芦屋市春日町３番６号
破産者　有限会社アグラ
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６５０号
東京都三鷹市井の頭１丁目９番22―301号
破産者　株式会社ダイン
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６６９号
東京都練馬区早宮３丁目43番20号
破産者　有限会社シムテック
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６７０号
東京都板橋区常盤台３丁目１―12―101
破産者　志村　浩一
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６８３号
東京都港区三田１丁目４番60号
破産者　有限会社英寿
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６９５号
東京都豊島区東池袋３－１－１　サンシャイン60　45階、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区池袋２丁目14番４号
破産者　株式会社シーラス
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６９６号
埼玉県川口市本町４丁目６―10―207
破産者　千葉　昌修
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７３４号
東京都台東区東上野４丁目16番２号
破産者　株式会社エム・ワイ・ケー
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９１５号
東京都渋谷区本町５丁目８―14―207
破産者　川口　健二
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３５１号
東京都新宿区新宿７丁目６―17　日興パレス新宿ＰＡＲＴＶ203
破産者　長谷川直樹
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４４７号
東京都練馬区西大泉６丁目３－８―102
破産者　富田　秀男
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４６４号
東京都足立区大谷田３丁目４―26―418
破産者　保木脇重夫
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５４５号
東京都葛飾区東新小岩４丁目24―10―206
破産者　藍野三千代
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６５２号
埼玉県ふじみ野市上福岡１－４―13―1011、住民票上の住所東京都練馬区大泉学園町８丁目５―28―101
破産者　浅野　裕子
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６６６号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目16―９―303
破産者　北脇　　大
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７１５号
神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目13―８ニューメゾン鈴木Ｂ－２
破産者　轟　亜矢子
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７１７号
東京都練馬区高松５丁目５―30―401
破産者　春日井哲郎
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７２９号
東京都新宿区北新宿３丁目６－８―106
破産者　菅原　　健
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７４０号
東京都江戸川区北小岩４丁目38―９
破産者　駒ケ嶺幹子
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８３４号
東京都文京区千石４丁目45―18―403
破産者　中島菓央理（旧氏名中島美佐子）
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部